

西成区選挙管理委員会会議録要旨

日時 令和2年9月10日(木)

時間 午後1時～1時30分

場所 区長応接室

【出席者】

下浦委員長・黒簀委員長職務代理・上野委員・門内委員

横関参与・柴生事務局長・堀主幹・酒井選挙係長・平田選挙係員

【案件】

1 住民投票における期日前投票所の増設の検討について

*西成区は「増設しない」とし、市選挙管理委員会へ回答する。

2 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第4条第2項により使用する選挙人名簿の登録の移し替えの停止について

*令和2年11月1日執行予定の大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票において、令和2年9月24日から同年11月1日までの間は、選挙人名簿の登録の移し替えを行わないこととし、この期間に係る者の登録の移替は同年11月2日以後に行う。

3 投票期日の告示日前に不在者投票用紙等を郵便等をもって発送できる日の定めについて

*令和2年11月1日執行予定の大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票において、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第8条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項、第59条の4第4項の規定により、不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送する場合の投票期日の告示日前の日は、令和2年10月10日とし、第59条の5の4第7項の規定により、不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送する場合(第59条の5の4第7項の規定により交付する場合を含む。)の投票期日の告示日前の日は、令和2年10月7日とする。

4 大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票の期日等について

*投票執行予定期日・投票期日告示予定日・投票用紙の様式・投票名等について報告を行う。

5 その他

*大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票の委員日程について確認を行う。

次回委員会

令和2年10月12日(月) 午後1時から開催予定